

消防職員の団結権のあり方に関する検討会（第6回）

日時：平成22年6月22日
場所：総務省第3特別会議室

【小川座長】 皆様、こんにちは。今日も大変お忙しい中、こうしてお集まりをいただきましてありがとうございました。第6回の消防職員の団結権のあり方に関する検討会を、ただいまより始めさせていただきたいと思います。

なお、本日、人羅委員が、急遽、用務でご欠席。そして青山委員も、遅れて間もなくご到着になられる予定でございます。あわせまして、本日、政務の、総務省内の三役会がございまして、途中ちょっと中座をさせていただく失礼をお許しいただきたいと思います。

本日でございますが、これまでの検討会で提起されてまいりました事項について、まず事務局から資料の説明を受けた上で、これまでの議論や現地視察、そしてヒアリングなどを踏まえまして、自由にご討議をいただければと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは早速ですが、これまでに指摘された事項についての説明を事務局からお願ひをしたいと思います。

【丸山公務員課長】 それでは、お手元の資料を順にご説明申し上げたいと思います。

まず資料1でございます。「第1～5回検討会における各委員等からの主な発言について」というものでございます。これにつきましては、これまで各回の検討会におきまして提出してきたものと同様のものでございます。ただボリュームが増えてまいりましたので、発言につきまして、各委員からの発言、実態調査先での意見、それからヒアリングでの意見と3つに区分して整理しております。個々の発言内容については、いただいた意見をベースに整理したものですので、説明については割愛させていただきたいと思います。

それから資料2でございます。警察と消防の比較を行った資料でございます。これまでも、警察類似とされる消防について、果たしてその関係はどうなのかということが議論されてまいりました。警察と消防の比較について、法令等に基づいて項目に分けて整理し直したものでございます。

まず1ページでございますけれども、両者の目的、主な業務等について整理をさせてい

ただきました。目的等につきましては、警察、消防とも、広くとらえますと公共の安全と秩序を維持する、あるいは安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資するというもので、相当程度共通するものがあるかと思います。

ただ、業務あるいは組織については、ここに記載のとおりそれぞれ違っているわけでございます。

また、主な権限につきましては、中ほどにありますように、共通する権限も相当多数ございますけれども、例えば警察のみにある権限として、武器を使用する権限というようなものも認められておりまし、他方で消防のみにある権限として、近隣の建物を破壊する権限等というものもあるわけでございます。

それから2ページでございますけれども、職員の勤務条件等の面から比較をしたものでございます。

まず給料表につきましては、警察については、公安職俸給表が適用されております。一方、消防につきましては、全部ではございませんが、消防吏員のうち約4割の者に国の公安職俸給表に準じた特別の俸給表が適用されているという状況でございます。

また、警察、消防ともに公務災害補償の対象であり、特例の加算を受けるという位置づけになっております。

また、警察、消防ともに階級制度が設けられておりまし、叙勲につきましては、通常の春・秋の叙勲とは別に、危険業務従事者についての叙勲の対象とされているといったところでございます。

3ページでございますけれども、参考として各種の統計数値等を整理させていただきました。内容についてはごらんのとおりでございますけれども、一番下の欄をごらんいただきますと沿革を記しております、消防のところをごらんいただきますと、戦前におきましては、警察の1部門として消防活動を実施してきたものでございますが、昭和23年、消防組織法の施行に伴いまして、消防が警察から分離され今日に至っていると、こういった沿革があるわけでございます。

それから、次の4ページでございますけれども、参考といたしまして、その他関係職種との比較を掲げております。ここでは、海上保安官、刑務官、入国警備官、麻薬取締官について比較しております。

労働基本権の状況をごらんいただきますと、麻薬取締官については団結権及び協約締結権を除く団体交渉権が認められておりますが、それ以外の職種については認められていない

いという状況にございます。

主な権限について言いますと、ここに記しておりますとおり一定の武器の携帯あるいは使用の権限というのが共通して認められているという状況にございます。

俸給表につきましては、麻薬取締官が行政職の俸給表の対象となっておりますが、それ以外の職種については公安職の俸給表の対象になっております。

階級につきましては、麻薬取締官についてではない、それ以外の職種についてはあると、こんな状況でございます。

それから、5ページでございます。参考の2つ目といたしまして、諸外国における労働基本権の状況を簡単に概略整理した表でございます。ここでは、アメリカのニューヨーク州、イギリス、フランス、ドイツと4つを比較してございます。それぞれ状況は多様でございますけれども、ここでの観点であります消防職員と警察職員をどう取り扱っているかという観点から見ますと、アメリカ・ニューヨーク州あるいはドイツのように、両者を基本的に同様のものとして取り扱っているところと、イギリスあるいはフランスのように両者の間に区別をつけて取り扱っているところがございます。またフランスにおきましては、欄外の注がついておりますとおり、表に記載の全国的な取り扱いのほかに、パリ、マルセイユといった重要都市につきましては、沿革的なこともあるって軍隊が消防事務を担っており、軍人である消防職員には基本権が認められていないといった取り扱いになってございます。

次の6ページでございます。参考の3として消防と警察との関係に関するこれまでの考え方を掲げております。これにつきましては、第1回の検討会で資料でご説明いたしましたので、ごく簡単に確認いただければと思います。

1のところで、政府のこれまでの考え方でございます。日本の消防については、以下の理由から ILO 87号条約第9条の「警察」に含まれると考えていると。日本の消防は300年余の歴史を持ち、一貫して警察の一部門とされてきたという沿革的理由、あるいは消防と警察は同様な使命・任務を持っているという任務からの面、あるいは消防職員、警察官、ほぼ同様の権限が認められている権限の面、それから ILO 87号条約批准の経緯といたしまして、ILO側から「警察及び警察と同視すべき若干の職務」に該当するとの見解を受けた上で批准したということでございます。

一方、このILOからの見解以降にILOから指摘されている内容が2に掲載されているものでございまして、例えば1973年の意見をごらんいただきますと、消防職員の職

務については、第9条に基づいて、「この種の労働者を除外することを正当化するような性質のものであるとは考えない」と述べられ、一方で、先ほども資料に登場しましたが、入国警備官及び海上保安庁職員については、その任務が警察に類似していると指摘をされているということでございます。

また、2009年の報告にありますとおり、現在におきましては、消防職員及び刑事施設職員については団結権の付与を求められているという状況にあるということでございます。

それから、資料3でございます。消防職員の団結権のあり方というのが、この検討会のまさしく議論の対象でございますが、またその団結権あるいは団体交渉権のあり方についてはさまざまなあり方があり得るところではございますけれども、これまでも議論の中で、一般の公務員に認められている職員団体制度と、現在、消防職員に関連してございます任意団体あるいは消防職員委員会制度とはどのような相違があるのかという議論がございましたので、それを法令に沿って整理したものでございます。

まず1ページが、職員団体制度と消防職員の任意団体との比較ということでございます。職員団体制度、これは皆さんご案内のとおりと思いますけれども、非現業の一般の公務員について認められているものでございまして、その目的は、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的に組織するもの。もちろん、職員が任意に組織するものというものでございます。

組織されると、その法的効果として、職員が職員団体の構成員であること、あるいは職員団体のために正当な行為をしたことを理由として不利益取り扱いを行うことが禁止されるということになります。

また、職員団体は法人格を取得することが可能でございます。

さらに、職員団体が同一の地方公共団体に属する職員のみで組織すること、その他、法令で定める要件に該当する場合には、人事委員会等に申請することによりまして登録を受け、登録職員団体となることができます。その場合には、例えば在籍専従という制度がございまして、任命権者の許可を受け、役員として職員団体の業務に専ら従事することが可能となるといった法的効果があるわけでございます。

一方で、現在、消防職員につきましては、地方公務員法第52条第5項の規定によりまして、団結権、団体交渉権が認められておりませんので、これに抵触しない範囲でということで、現在、任意団体が組織されているといった状況でございます。

2ページをごらんいただきたいと思いますが、団体交渉の面から見ますと、地公法上、職員団体につきましては、登録職員団体が適法な交渉の申し入れを行った場合には、当局としてその交渉に応すべき地位に立つということでございまして、当局に対して適法な交渉についての応諾義務を課しているわけでございます。

その交渉については、法律上、一定のルールが定められておりまして、そういったことをこの表では、2つ目の○以降、記載させていただきました。

3ページをごらんいただきたいと思います。勤務条件等に係る職員団体制度と消防職員委員会制度との比較ということでございます。広くとらえますと、いずれも職員の声を職員の勤務条件等のあり方に反映させる仕組みとしては共通する面があると思いますけれども、制度上、大きな違いもあるわけでございます。

左右を対比しながらごらんいただきたいと思いますが、まず目的のところでございます。職員団体制度につきましては、先ほども出てまいりましたが、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的としたしまして、職員によって任意に組織される団体でございます。一方、消防職員委員会につきましては、その目的を消防事務の円滑な運営に資するためとしておりまして、各消防本部に置かれる必置の機関という位置づけでございます。

交渉等の当事者でございますけれども、職員団体につきましては、職員団体側が、職員団体がその役員の中から指名する者。当局側が、当局の指名する者とされるのに対しまして、委員会のほうは、委員長につきまして消防長が指名する者。委員につきましても、消防長の指名する者となっております。ただし委員につきましては、その半数は職員の推薦によって指名すると、こういうふうに制度化されているものでございます。

それから交渉ないし審議の事項でございますけれども、職員団体のほうは、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件、さらにこれに付帯する事項といったものを交渉事項としておりまして、逆に、地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項については、交渉の対象とすることはできないとされております。

一方、委員会制度の審議事項は、ここに記載のとおり、給与、勤務時間その他の勤務条件あるいは厚生福利に關すること以外にも、職員の職務遂行上必要な被服、装備品に關すること。あるいは消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に關することとされておりまして、幅広くその対象が認められているという面がございます。

それから交渉の時間でございますけれども、職員団体に関しましては、基本的に職員である以上、職務専念義務というものがあるわけでございますが、その特例として、適法な

交渉については勤務時間中に行うことが可能とされております。

一方、委員会につきましては、そもそもがこの委員会自体、職務として行うものであるため、当然に、勤務時間中に開催されるということになってまいります。

4ページでございます。交渉の形態、開催の形態ということでございますけれども、職員団体につきましては、先ほどもありましたが、適法な交渉の申し入れがあった場合には、当局は、その申し入れに応ずる必要があるということでございます。

委員会につきましては、一定の期日までに所定の様式により意見を提出する。その上で、毎年度前半に1回開催するのを常例とするとともに、必要に応じて開催するという取り扱いとなっております。

交渉結果でございますけれども、職員団体につきましては、法令等に抵触しない限りにおいて、書面による協定を結ぶことができる。一種の紳士協定的なものだというふうに言われておりますけれども、この協定につきましては、当局及び職員団体の双方において誠意と責任をもって履行することとされております。

一方、委員会につきましては、委員会は、審議の結果を消防長の定める区分に分類して消防長に対して意見を述べることとされ、消防長は、その趣旨を尊重して処置するよう努めるとされているところでございます。

今、申し上げましたとおり、制度上、両者についてはさまざまな違いがあるところでございます。職員の声を勤務条件等のあり方に反映させる仕組みとしては共通する面がございますが、これまでも各委員でご議論いただきましたとおり、委員会の現状の評価については、委員の間でも、積極的にとらえる面と、そうではないという面と両方の意見が提示されているという状況かと思います。

資料4をごらんいただきたいと思います。団結権を新たに付与した場合に、それが与える影響については、職員の規模との関係においても検討する必要があるのではないかというご議論がございました。そんなことから、この資料4では、人口規模別に首長部局と消防本部のそれぞれの職員数を比較してみたものでございます。具体的な団体を幾つかとらえまして、実数でごらんいただくように整理したものでございます。

団体の人口規模が大きくなるに従って職員数も増加してまいりますけれども、右から2つ目の消防職員を除く職員数と、一番右の消防職員数をごらんいただきますと、団体によって違いもありますけれども、5倍程度の大きさの違いがあるということが見てとれるのではないかと思います。

また、表の下のほうに〈参考〉として職員規模別の消防本部数を掲げさせていただきました。職員の数に応じて、左が小さいほう、右が大きいほうと色分けして記しておりますけれども、例えば職員数200人未満というところで切ってみると、200人未満の団体が全体で約8割近くに上るといった状況が見てとれるかと思います。

次に、資料5をごらんいただきたいと思います。消防職員と一般行政職員との給与水準を比較したものでございます。1では、消防吏員に適用される給料表というものを、まず整理させていただきました。消防吏員のうち公安職または公安職に準じた給料表が適用される方の人数を割合で見ますと、42.8%ということでございます。これを消防本部数で見ますと、17.7%ということでございます。

2つ目に、職種別の平均給料月額を比較してみました。これは、全地方団体を通じての比較ということになりますけれども、警察職、消防職、一般行政職、3者の間で比較を行ったものでございます。すべての年齢を平均しまして、中段ほどになりますけれども、平均給料月額をごらんいただきますと、警察職33万8,245円、消防職32万9,198円、一般行政職34万5,427円ということになっておりまして、必ずしも警察あるいは消防が高いという状況にはなっておりません。

ただし、これには平均年齢が違っているという要素が反映されておりまして、ごらんいただきますとおり、一般行政職の平均年齢が高くなっています。

また給与の構造といたしまして、比較的高い年齢にある方が占める上位の職というものが、相対的に一般行政職のほうが多いということもございまして、特に年齢が高いところで逆転といいますか、△の数字が出ているといった状況もございます。

これに諸手当を加味して考えますと、下のほうになりますけれども、平均給与月額という欄がございます。警察職48万3,553円、消防職42万8,092円、一般行政職42万5,266円といった状況になってまいります。先ほど、平均給料月額を見る場合に、平均年齢、そして上位の職の状況というものが、要素として注意すべきだということを申し上げましたが、そのうち平均年齢の差という点を調整したものとして、一番下に※印でございますけれども、各年齢階層別の職員割合を一般行政職と同様として計算し直したものを掲げてございます。参考までに、数字をご確認いただければというふうに思うものでございます。

2ページ、3ページ、4ページにつきましては、今、ごらんいただきましたのは全地方団体でございますけれども、それを都道府県、政令市、市、町村、一部事務組合と、それ

それに区分しての数字でございます。ご参考までにごらんいただければ幸いでございます。

それから、5ページでございます。では、外国の状況はどうかということで、フランス、イギリスのものについて、未定稿ではございますが、参考までに掲げさせていただきました。

まずフランスでございますけれども、フランスの公務員制度の特徴といたしまして、職群とカテゴリーにおいて、その基本俸給が定まってくるということでございますので、ここでもカテゴリーA、B、Cの職について、消防と一般の地方行政で比較するという作業を行っております。これをごらんいただきますと、簡単には申し上げられない面がございますけれども、一般的に言えば、消防職員の年間基本給は、地方行政職員と比較いたしまして同等か、それ以上に位置づけられているといった概ねの傾向は見てとれるのではないかというふうに思います。

それから6ページでございますけれども、これはイギリスの場合でございます。イギリスの場合は、全国統一的な労使交渉の場で標準的な給料表が定められ、それを参考にして、最終的には個々の自治体の交渉によって決定されるということでございますので、個々の自治体の数字とは一致しない面があると思いますが、標準的なものとしてごらんいただければと思います。

消防職員と一般の地方公務員の間で、ほぼ相当すると思われるランクで比較してみると、これも簡単には申し上げられない面があると思いますけれども、消防職員の基本給の年額については、一般の地方公務員と比較して同等であるか、あるいはそれ以上に位置づけられているといった傾向は見てとれるのではないかというふうに思います。

日本、フランス、イギリス、それぞれの消防職員に対しての労働基本権の状況は、先ほど述べましたように違っているわけでございますが、一般行政職員との給与の比較という観点から見ますと、一定の幅がございますけれども、消防職員を同等あるいはそれ以上に位置づけるという点については、一定の共通性は見出されるのではないかと考えてございます。

それから、資料6でございます。民間の公益事業についての労働基本権の取扱いについて、法律上、一定の制度が設けられているということが、これまでの議論の中でもございましたので、参考までにその概要を示させていただきました。

まず、労働関係調整法でございますけれども、運輸、郵便あるいは水道、電気、ガス、これらの公衆の日常生活に欠くことのできない公益事業を対象といたしまして、争議行為

による業務停止により国民経済に支障が発生すると認められる場合等につきましては、内閣総理大臣の緊急調整の決定といった仕組みがございます。また、一定の争議行為については制限が設けられております。

また、2ページをごらんいただきますと、電気事業及び石炭鉱業については、一定の争議行為を禁止するといったスト規制法が設けられているところでございます。

いずれも、古い時代につくられた法律でございまして、必ずしもこういった規定が具体的に発動されているわけではございませんけれども、民間の公益事業についての労働基本権についての取り扱いの例として、参考までに掲げさせていただいたものでございます。

【大庭消防・救急課長】 引き続きまして、資料7、8、9についてご説明したいと思います。

資料7ですが、諸外国と消防力の比較ができるないだろうかというご議論がございました。これで十分満たしているとは思えないんですが、主要都市における人口当たりの職員数、車両数の比較等をしたものです。

人口、それから面積、職員数、車両等は以下のとおりで、人口1,000人当たりの消防職員数を見ていただきますと、日本のはうが若干多めになっている。また、人口10万人当たりの消防車両数については、日本が多めになっているという状況です。

この一番下に書いてありますが、救急事務の取り扱いが諸外国によって異なっており、また、その他の業務についても同一の業務をやっているわけではありませんので、一概に比較はできませんが、日本について申し上げますとそれなりの消防力を有しているということが認められるのではないかと考えているところです。

それから2ページ、3ページについてですが、それぞれのホームページ等から、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツの消防本部又は消防署の概要を、イメージとしてつけております。

それから資料8ですが、消防職員の団結権の議論をしていく際に、消防団又は義勇消防等について、諸外国の状況はどのようになっているだろうかというご議論がございました。主要国について簡単にまとめた表です。アメリカ、フランス、ドイツについては、日本と同じように義勇消防職員がおります。イギリスについては、職業的消防職員の中に常勤職員と非常勤職員の区別があるということで、概ね7割ぐらいがこの常勤の職員、3割ぐらいが非常勤の職員というような状況です。

3つ目の欄ですが、常備消防と義勇消防の関係ですが、アメリカについては、職業的消

防職員のみで構成される消防本部が8%、逆に義勇消防のみで構成されるものが7割です。イギリス（イングランド）については、大都市圏がほとんど常勤職員、それ以外につきましては4割が非常勤職員という状況になっております。フランスについては、同一の機関で職業的消防職員と義勇消防職員が勤務しているという状況になっております。ドイツについては、都市部で常備消防と義勇消防がお互いに協力しているという状況になっております。

また報酬等のところを見ていただきますと、アメリカ、フランス、ドイツが無報酬ですが、出動手当等は支給されるという状況になっています。イギリスについては、非常勤の消防職員という扱いですので、一定の年間報酬を受けているという状況です。

日本については、平均の年間報酬額が3万円弱で、それ以外にも出動手当が支給されるという状況になっております。

それから資料9ですが、消防本部数と常備化率の状況について資料を作っております。この資料で常備化率と言っておりますのは、分母が市町村の数で、分子が常備の消防を持っている市町村の数です。昭和40年代から、この常備化率が、（表中、赤い棒グラフですが、）急激に伸びている状況です。

一方で、消防本部の組織体制については、表中緑の部分が単独消防、青の部分が組合消防を表しており、昭和40年代後半から、一部事務組合方式による常備化が急激に進んだという状況を示しているものです。

その次のページに、前のページの時系列に対応する形で消防職員数の推移について記載しております。それから3ページには、消防の常備化についてということで、はじめに消防の常備化に関する法制的沿革を記載しております。具体的には、昭和39年にいわゆる常備の政令指定を486団体について行い、昭和46年の政令改正によりすべての市に消防本部を置くこととし、町村については自治大臣が指定したこと等について記載しております。

それから2番目として、常備化を進める際に、一部事務組合方式が活用された背景について、参考として記載します。

以上です。

【辻座長代理】 それでは、ちょうどこれから肝心なときなんんですけど、政務官は退席されていますので、議事録はとっていますけど、まず皆さんのはうで、今日はフリーディスカッションということですので、お気づきの点がありましたらご意見をいただければと

いうふうに思います。いかがでしょうか。

【菅家委員】 はい、じゃあ私から。いいですか。

【辻座長代理】 はい。

【菅家委員】 まず第6回の開催については、私の市議会日程から調整をしていただいて、まず感謝・御礼を。本当にありがとうございます。

ちょっと1点、前回の会議後半で青山委員から質問された中身で、この検討会の議論は団結権でいいのか、それとも団体交渉権まで含めて考えるのかという質問がなされたわけありますけれども、小川政務官は退席されていますが、「直接のターゲットは団結権に絞って議論したい」と答弁されたわけでありますので、この件について再質問したいなと思うんですけども、まず取り扱いと言ったらよろしいんでしょうか、団結権のあり方に関する検討会ということありますから、団結権の付与ということの考え方といいますか、いわゆる第52条の5項の、私、何度も議論すべきだと申し上げているんですが、その中の消防職員を削除するということなのか、どんな取り扱いにするのかということが、ちょっと確認といいますか、どんな取り扱いにするのか。削除するだけなのか、どんなふうに。例えば付与すると仮定した場合に、どんなふうな法律の改正といいますか、どんな取り扱いにするのかをちょっと教えていただきたいと思うのですが

【辻座長代理】 それでは、団結権及び団体交渉権の意味するところもなかなか微妙なところもありますので、それも含めまして、事務局、お願ひします。

【丸山公務員課長】 重要な点ですので、政務官がいる場のほうがよろしいかとは思いますけれども、事務局としてこれまで整理してきたことについて、再確認の意味で申し上げたいというふうに思います。

消防職員の団結権につきましては、ILOから、これまで再三にわたりまして指摘を受けているところでございます。そこで、これを付与する場合にどのような論点があるかを整理して、その回復について検討するよう大臣からご指示をいただいております。

こういった問題意識の上で、この検討会につきましては、これまで団結権を認められてこなかった消防職員の団結権のあり方を検討する場として設けられたものだと考えております。

この検討に当たりましては、開催の要綱にもありますとおり、労働基本権の尊重と、国民の安心・安全の確保という2つの観点を踏まえまして、消防職員に団結権を付与する場合の論点について、幅広く関係者のご意見をお聞きして、多角的に議論していくものと受

けとめております。

では、団体交渉権についてはどうなのかということでございますが、これにつきましては、消防職員の団結権のあり方について幅広く検討を進める中において議論されるものだろうと、こういうふうに事務局としては受けとめております。

菅家委員から、これは52条5項で消防職員を削除するのかどうかといったこともございましたけれども、我々とすれば、団結権あるいは団体交渉権のあり方というものについては、一定の幅といいますか、議論の中でいろいろな選択肢があるというふうに考えておりまして、単純に削除していいのか、あるいはどういうふうにするのがいいのか、そういったことも含めてご議論いただくべき問題ではないかなと受けとめさせていただきます。

事務局としての受けとめ方について、申し上げさせていただきました。

【菅家委員】 労働三権と言われる団結権あるいは団体交渉権あるいは争議権ですか、その中で、いわゆる、今のご答弁の確認なのありますけれども、団結権だけを付与するのか、団体交渉権も含めて当然なのかという、前回の議論で青山委員からそういう意見が出されて、小川政務官からは、「ターゲットは団結権だ」という答弁があったわけですね。だから確認なんですけれども、団体交渉権ではなくて、あくまでも我々は団結権のあり方の検討なので団結権だけなのか、今のお話だと、いや、団体交渉権までも視野に入れていようなど答弁なのかと思ったんですけど、そこは極めて重要な論点だと思うんですが、いかがでしょうか。

【丸山公務員課長】 事務局としての考え方は、今、申し上げたとおりなんでございますけれども、これは非常に重要なことなので、政務官がお戻りになったときに、もう一度、事務局として説明をさせていただいて、その上でご議論いただいたほうがよろしいのではないかと思います。辻先生、いかがでしょうか。

【辻座長代理】 はい。

【菅家委員】 では論点を変えまして、例えば団結権だけを付与した場合には、つまり交渉は含むのか含まないのかですね。そこは、どういう解釈、我々は認識をしたらよろしいのか、ちょっとお伺いしたいんですけど。

【丸山公務員課長】 先ほど資料3の中でも、現在の職員団体制度との比較ということでご説明をいたしました。この職員団体について認められているさまざまな法令上の効果の中には、学問的にあえて区分するのだとすれば、団結権そのものに関係するものと、団体交渉権にかかるものという両方が含まれているということだと思います。

当検討会の議論からいたしますと、まず団結権のあり方ということが議論の対象になるわけですけれども、団体交渉についても、今、申し上げましたとおり、それと関連性があるものですから、議論の中で出てくる場合には、それもあわせて議論する必要があるという立場で、現在の制度と仕組みを説明させていただいたというものでございます。

【菅家委員】 労働三権というのは基本的で、当然、団結権と団体交渉権をもって組合活動になるわけですから。

ただ、団結権だけを付与するという議論の中で、団結権を付与された場合でも、当然、交渉はできると、こういうふうな理解でよろしいのか、その辺の認識ですね。これから議論するに当たって、その辺をどうとらまえたらいいのかお伺いしたいんですけども。

【辻座長代理】 事務局、お願いします。

【丸山公務員課長】 菅家委員のただいまのご質問は、非常に微妙な点あるいは難しい点だと思います。

理屈あるいは学問上の整理からすれば、労働三権と言われるとおり、団結権、団体交渉権、争議権とございますから、それぞれに別の権利だということになりますし、それについての法的効果ということも分別して考えることができるわけでございますけれども、先ほど資料3でもご説明しましたとおり、例えば現行の職員団体制度というものが、職員が、その勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織されるものであるとし、団結の権利を保障すると同時に、これが主体となって団体交渉を行っていくといったとらまえ方をされていることでもあり、両者が、現在の制度上はいわば関連づけられて議論されているということも重要な部分だと思います。

繰り返しになりますけれども、この検討会の議論とすれば、その検討会の名前にありますとおり団結権のあり方を議論する場でございますけれども、団結権ということが勤務条件の維持改善を図ることを目的とする以上、議論の中で団体交渉ということについても議論されるということは、議論の中においてはあり得るということとして、事務局としては受けとめております。

【菅家委員】 そうしますとですね、我々の議論の根拠、あくまでも団結権を付与するというスタートの段階の議論が、極めて根幹の問題になってくるのではないかと思うんですね。つまり、この第52条の取り扱いによっては、これをここから削除するだけであるならば、いわゆる一般職の公務員と同じ扱いになるわけですね。それは、当然ながら団体交渉権も付与することにつながるわけですね。

ところが——政務官が戻られたので。いや、団結権に絞って議論をされるという座長からのご答弁がありましたので、ここはやっぱり整理すべきだと思いますので、ひとつお取り計らいをよろしくお願ひいたします。

【小川座長】 かねてからの論点ですね。菅家委員、今日もありがとうございます。

検討会の直接のターゲットは団結権だというのは、当初からそういう整理をしてきたわけでございまして、ただ、そこを直接のターゲットにして議論するにしても、やはりその延長線上にある団体交渉権とか協約締結権とか、あるいは究極の姿は争議権ですが、こういうものの議論そのものを排除してしまったのでは、団結権の議論について答えを導き出すことができないわけでありまして、直接、検討会のターゲットは団結権。しかし、議論の対象からは排除しないという整理でこれまでにお願いをしてまいりましたし、今後もお願いをしたいというふうに座長としては考えております。

【菅家委員】 そうしますと、例えば仮に付与するという場合において、取り扱いといいますか、この法案といいますか、第52条の位置づけをしている消防職員というものを、ここから単純に削除するということなのか、法律の改正という意味での、取り扱いと言つたらよろしいでしょうか、我々、どういうようなイメージで議論したらいいのか、ちょっとお伺いしたいんですけども。

【小川座長】 菅家委員、「ここから」というのはどこからということですか。「ここから削除」というのは。

【菅家委員】 地方公務員法第52条の5項、「警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的としつつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない」という、ここにおける「警察職員及び消防職員」のここに「消防職員」が入っているために団結権が認められないというわけでありますから、団結権を認めるということであるならば、この5項から「消防職員」を削除するということになるのか、あるいはどんな取り扱いになるのかのイメージ。我々は、どういうふうに受けとめたらいいのか。議論するに当たっての議論の1つの根拠といいますか、お伺いしたいと思うんですが。

【小川座長】 なるほど。失礼しました。

まず実態をどうするか、内容をどうするかという議論を委員の皆様にいただくわけでありまして、そこで結論が出れば、それを法制的にどのように実現するかというのは、やや実務的な観点の議論になろうかと思います。

ですから、結論は法制的に議論していくということを待たなければなりませんが、少なくとも選択肢の1つとして、今、まさに菅家委員がご指摘になったように、この5項から消防職員というものを、仮に付与するとすれば、文言上、削除するということが1つの法制的な技術としてあり得るのではないかと思います。

どうぞ。

【菅家委員】 そうしますと、ここから削除することになれば、当然ながら一般的行政職員である公務員と同じ取り扱いになるというふうに理解してよろしいのかどうか。

【小川座長】 そこも、法制実務といいますか、その実務的な観点はよくよく重ねなければならないと思いますが、ここから仮に消防職員というのを除くことの結果として、一般職の公務員と同じようなことになる、すべきだという結論が、もしこの検討会で出るのであれば、そういうこともあり得るかと思いますが、申し上げてまいりましたとおり、直接の検討会のターゲットは団結権そのものでありまして、形式的にそれ以外の影響が出てくるということであれば、むしろそれを遮断するための法制実務上の改正をあわせて行わなければならないということになります。

どうぞ。

【菅家委員】 私がなぜお伺いしているかというと、つまり、ここを単純に削除するとなると、一般行政職の地方公務員と同じくなるということは、いわゆる団体交渉権も同じように与えることになると、こういうことになるわけですね。

ただ、団結権だけを付与するということになれば、また新たな、我々の議論の中で団結権だけを付与する議論であれば、それを踏まえての法制の実務的な法案のあり方になるだろうし。そうではなくて、団体交渉権も踏まえた議論であるならば、また単純にここを削除すればいい形になるわけですね。これは、我々として極めて重要な論点になろうかと思うので、そこは確認と言ったらおかしいですけれども、どういうふうな取り扱いにして議論すべきかということを、1つお伺いしたいなと思っていろいろご質疑を申し上げているところであります。

【小川座長】 菅家委員と私の討論会みたいになってあれなんですかけれども、大変重要なご指摘をいただいているというふうに思っております。その関係上、少し改めて整理はさせていただきたいと思うんですが、実態として、労働基本権の回復の議論をどうするか、どこに結論を持っていくかという話と、それを法律上、どのように表現するかと。法律の文言上、どのように表現するかというのは、一応、別次元の話として切り分けて考えなけ

ればならないと思います。

その上で、1つの選択肢としては、この5項を改正し、また「消防職員」というここにある文言を削除するということは、1つの法形式、表現方法としてはあり得ると思うんですが、少なくともこの検討会で一定の結論なり論点整理を見て、そして最終的に政府として決断をした場合に、その意思が正確に法律に反映されるということが何より重要ですので、文言上の今の現行法の体系をもって、何か検討会なり最終の政府の意思と違った形で法律改正が行われるのではないかというご懸念をもしお持ちだとすれば、そこは重々気をつけて議論をさせていただきたいと思いますし、最初に戻るんですが、実態としてどうするかというお話と、それを、法律上、どのように表現するかというお話については、一応、区別して議論をさせていただければと思います。

どうぞ。

【三浦委員】 菅家委員の続きの議論のようになるんですけども、実は、今、聞いておりますと、基本的に団結権を認めるという前提であれば、その団結権を保障するために次の交渉権をどうするのかという次のステップに移ると思うんです。

ですから、消防職員に団結権を認めるかどうかについて、今までずっと議論をしてきたわけでございまして、交渉権というのは、その団結権を認めたことによる効果をどのように保障するために当局と協議をするのか、あるいはいわゆる交渉まで認めるのかという次のステップになりますので、私の認識としましては、まだ入口の団結権をどうするのかという議論ですので、何か一足飛びのような形で、両方相まって議論をしてしまいますと団結権ありきの議論になると思います。そこだけはもう一度、座長に確認をいたしたいと思います。まず、団結権を消防職員に付与するのかどうなのかという議論であると、私は認識しております。いかがでしょうか。

【小川座長】 三浦委員ご指摘のとおりでございます。

たまたま、この地方公務員法52条5項の取り扱いについて、今、話題になりましたので、そういう観点から、法制実務の面も含めて、今、議論になったわけですが、冒頭に戻りますけれども、直接この検討会の議論の対象は団結権でございまして、今の段階は、団結権そのものをどうするかということを議論している段階にあるということでございますので、そこは、もし誤解なり、またお立場上からすればご懸念なりがあるとすれば、きちんと整理をさせていただきたいと思います。

どうぞ、小沢委員。

【小沢委員】 私が、前回の最後に、組合消防が組織された時期が全国同じ時期ではないかという話をしましたが、今日の資料でよくわかりました。昭和50年代、45年から50年の間に、30.6%から77.7%まで倍以上の常備消防ができた。やはり我々のところと同じです。

私どもも調べてみたら、昭和52年に発足して、現在、消防規模103人のうち年齢から言うと52歳から59歳までの職員が21人います。階級からみると主任から消防長までとなっています。

組合消防を設立した当時は、署をつくるわけだから一気に職員を採用したが、そのことで、年齢差があったり階級で大きな差が出てきた。このようなことから、消防署の風通しが悪くなり、団体交渉等がやりづらくなっていることの1つの原因ではないかと考えられますが、あと10年もすればかなり解消されるので、ここで政権が変わったからといって、あわてて団結権を与えるという必要も、時期尚早かと私は思っております。

以上です。

【小川座長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。関連した点でも、また別の点でも結構です。

どうぞ。

【迫委員】 すみません、団結権付与・保障の対象になる現役の消防職員の発言として聞いてください。

公務員制度改革の中で、両論併記となった消防職員の団結権の過去の経過と、事務局からご説明があったILO勧告、いわゆる先進国で第87号条約批准国として消防職員に団結権を付与していない日本に対し、再三のILO勧告が出ている現状を考えれば、小説の読み返しのような最初に戻って議論を始めるということにはならないはずです。今、「政権交代」というお言葉が出ましたけど、このあり方検討会は、総務大臣の発言によって、設立され議論が始まったと思っています。

その中で、懸念事項というかもろもろいっぱいありますが、消防職員の団結権を付与するのに、その懸念事項の払拭という方向性も含めて、我々は当事者であるし、保障・付与の対象であります。消防職場に問題があるからこういうことが起きている。何もなければ、団結権の付与なんて議論する必要はない。だから、団結権の付与を前提としてこの議論が始まっていると、私はそういう認識で、この検討会に参加しています。

どうも議論が、小説を50ページまで読んでまた初めから読み直すような状態で、この

ままでは過去の議論が無になるような気がするんですが、そのところ、事務局がどういう展開を想定されているのでしょうか。お願いします。

【小川座長】 どうぞ。

【丸山公務員課長】 この検討会の位置づけということでございますけれども、先ほど政務官が会議で中座されたときにも事務局から申し上げたことの繰り返しになりますけれども、政務官がお戻りになりましたのでもう1回、申し上げたいと思います。

消防職員の団結権につきましては、ILOからこれまで再三指摘を受けているところでございます。そこで、これを付与する場合に、どのような論点があるかを整理し、その回復について検討するよう大臣からご指示を受けているところでございます。

そういう中で、この検討会につきましては、これまで団結権を認められてこなかった消防職員の団結権のあり方を検討する場として設けられたものというふうに考えております。

検討に当たりましては、要綱にもございますけれども、労働基本権の尊重と国民の安心・安全の確保という2つの観点を踏まえまして、消防職員に団結権を付与する場合の論点について幅広く関係者のご意見をお聞きして、多角的に議論を進めていくというものとして事務局は受けとめてございます。

【小川座長】 よろしいですか。

【菅家委員】 座長、いいですか。

【小川座長】 どうぞ。

【菅家委員】 我々として、検討会の委員でありますから、民主主義ですから議論を通してよりよい方向性を見出していくみたいという考え方でいるわけでありますが、やっぱり私も冷静に考えてみて、この根拠は、おっしゃるように——消防職員に団結権を付与する根拠ですね。今、お話があったように、これはILO（国際労働機関）から消防職員に団結権を認めるべきと指摘されていることに尽きると、このように思うわけでございます。

ただ、また逆の根拠を考えてみたときに、私も何度も申し上げますように、地方公務員法第52条第5項の規定から、どういうふうになるかわかりませんが、消防職員だけは、その団結権を与えるということになるとなれば、警察職員と同一な国民の生命・財産を守るという、両方目的が同じであります。そういう有している観点から、根拠が、どうしても明確に理解できない。

例えば消防職員の消火活動だけではなくて、救急活動の出動件数などを見ても、はるか

に警察よりも消防業務のほうが、数分に1回の救急業務があるわけですね。それは、両方、国民の生命・財産を守るという視点においても、はるかに消防業務のほうが身近であり、国民の生命・財産を守る、そういう職員を、なぜ警察は残して、消防職員だけを付与するのかというのは、何度、説明を聞いても、根拠が明確には伝わってこないというような印象を受けているところであります。

もう1つ、やはりどうしても気になるのは、消防組織法に規定されている消防団員ですね。いわゆる非常勤の特別職地方公務員との連携。これも、一方ではボランティアで、火災が終わった後については、本当にボランティアで後始末もやっている彼らの意見を聞きますと、消防職員に団結権を付与することにおける混乱といいますか、そこもどうも明確に。常備消防はいいけどという、消防団と消防職員との信頼関係といいますか、その辺も消防団員に対しての明確な説明がどうもつきにくいなという感想を持たざるを得ない。

それから、やはり上意下達と言ってはおかしいですけど、指揮命令系統の中での、いざ有事の際のそういう組織的な対応の中で、やはり労使関係というのは、果たして信頼にどういう影響を及ぼすのか。先ほどのお話であれば、団体交渉権もイメージをされているならば、なおさらどうしても不安材料といいますか、どうしても労使関係の割合が多くなつてしまふのではないかというような、どうしてもそういった不安といいますか、払拭ができないかなというのが、正直言って感想であります。

ただ、とはいっても、消防職員の団体を、事実上、ILOは認知する方向を促す旨の報告書を採択はしているわけでありますし、批准国の日本としても、これは何らかの改善策を提示する必要があるというご意見は、これは重要な視点だと、このようにも考えているものでありますから、このままだと平行線で、どういうふうにしたらいいのか私も非常に悩むところでありますけれども。例えばその議論をするにしても、やはり1つは、いろいろヒアリングの中でも提案が出されてきている、例えば消防職員委員会制度の問題点などもしっかりと洗い出しをして、より職員の要望が民主的に反映されて、改善されるような制度の改善、見直しなども選択肢の1つに入れてご議論いただくのもどうかなと思いますので、1つ提案してまいりたいと思います。

以上であります。

【小川座長】 ありがとうございます。

どうぞ、木村委員。

【木村委員】 今、菅家委員がおっしゃったように、ちょっと平行線なので、全く同じ議論が繰り返されることになってしまうので。それぞれの立場はあると思いますけれども、基本的には、もう既に丸山課長がご説明した前提があるわけですし、やはり全体として共有すべき基本的なポイントというのを押さえて、それでさまざまな懸念事項が示されているので、それをどう解消できるのか、できないのか、具体的に詰めた議論を段階的にやつていかないと、これは出口が見えないのではないかという感じがいたします。

地域の住民の理解が得られないのではないかとか、あるいは指揮命令系統がずたずたになるというようなご指摘もあったわけですが、その根拠は私自身はよくわからないんですが、現場で実際に携わっている迫委員の問題提起というのがやはりベースになるのではないかという気はいたします。

【小川座長】 ありがとうございました。

ほかに、いかがでしょう。

今日で6回目ということでありまして、それぞれ関係団体の皆様からいろいろとご議論をいただいたり、また現地へ赴いたりという作業を積み重ねてまいりました。

今日は、奇しくも菅家委員からご発言がありましたように、平行線ということではなかなか検討会としても前向きな成果といいますか、生産性が上がらないわけでありまして、まさに委員の皆様が徐々に感じておられるとおり、ややお互いの主張を交換し合ってきたこれまでの局面から、少しそのすり合わせといいますか、共通の方向感といいますか。これは、それぞれお立場も異なれば、抱えている利害も違いますので、大変難しい作業になろうかと思いますし、この検討会が出発した当初から、非常に困難な命題を背負う検討会であるということは、そもそもお互いの共通の理解であったかと思います。

加えて事をややこしくしているのは、やはり国家公務員制度の労働基本権の回復の議論に先行する形でこれが始まっているということが、たださえ重たい課題を私たち一同は背負っているわけですが、さらに重くしているという面もあるんだろうと思います。

単にILLOの指摘に対してこたえなきやいかんというほど、一義的といいますかシンプルな課題ではないだろうと思いますが、ILLOとの関係だけで申し上げますと、まさに今月、年次総会で、当初は仙谷公務員制度改革担当大臣が出席をし、スピーチをするという予定があったようありますけれども、ご存じのとおり、この検討会は何事もなかったかのように進んでおりますけれども、途中、大変大きな政変があったわけでございまして、仙谷大臣が所管が変わられたということを受けまして、労働行政担当の細川厚生労働副大

臣がご出席になられたとお聞きをしております。

その中で、新政権としてはやはりこの労働法制、また公務員の労働基本権については、
基本的には、その基本権を回復していくんだという方向感の中で国民の負託を得て、でき
るところから議論を前向きに進めていくというのが新政権の大方針であるということと、
消防職員の団結権についても、かねてからの積年の課題であることは事実でありまして、
既に政府内に検討会を設置をして、具体的な論点整理に入っているということを国際機関
の場で演説をして帰ってきていたりというような状況もございます。

繰り返しになるのですが、そういう大変重たい研究課題を背負っているのが私たちであ
りまして、ここまで6回にわたってストレートにいろいろと意見を交換してきた、これは
本当に貴重な機会だったと思いますし、またいろいろな事実関係の整理を含めて、事務局
の皆さんにも本当によく作業を進めていただきました。

しかしながら、最初に戻りますが、いろいろな利害とかいろいろな立場を半分乗り越え
て、しかしもちろん半分は背負っている方々のお顔も思い浮かぶような委員の皆様であり
ますから、もちろん半分はそうした立場からのご発言も大事にしながら、一定の共通の方
向感を醸成できるかどうか、そこは私自身も座長として大変大きな責任を負っていると思
いますし、そういう意味では、長い歴史観と、そして国際的な情勢、また現場で働いてお
られる消防職員の皆様、さらにそれを管理する立場にある消防長をはじめ消防本部の幹部
の皆さん、さらにそれを含めて、まちの住民の皆さんの暮らしに対して責任を負っておら
れる市長さん、町長さんのお立場、こういったものを包摂をして、統合をしていくような
検討会に、ぜひ後半は、これから後半ということになろうかと思いますが、させていただき
たいという思いがございます。

そこで、率直にご相談を仮にするとすれば、これまでどおりこういう形で意見をぶつけ
合う検討会で、本当に実のあるものになるかどうかと。それは内容的にもそうですし、ま
た手続においてもそうであります。場合によっては、少しそれぞれ、皆さん、お立場を背
負った方ばかりですから、かみしもを取り外して率直な議論をする分科会というべきか、
あるいは個別のいろいろな調整、打ち合わせのような手続もひょっとしたら必要かもしれ
ませんし、あるいは内容面で言えば、もう少し踏み込んで、材料の提供から論点の整理と
いう、一定の方向感を持った論点の整理というものへ踏み出していかなければならない局
面にも差しかかっていようかと思います。

そういう意味で、内容面と手続の面と両面から、ぜひ前向きに実りある議論を、後半、

40～50分あろうかと思いますが、それぞれの委員の皆様から、前向きなご提案なりご議論をつけ加えていただければということを、ちょっと中段の段階で座長としてお願いを申し上げたいと思います。

特に、迫委員をはじめ本当にたくさんの方の思いを背負っておられますので、非常に胸に届く主張があるわけですけれども、ここから先、特にお互い感情的な議論を抑制をして、論理的に、冷静に、客観的に、主張を交換をしていただきたいと思います。

【菅家委員】 じゃあ、いいですか。

【小川座長】 どうぞ。

【菅家委員】 今の座長のご意見、非常に感動しました。

私も管理者として、消防職員の労働環境であったり、職場環境、立場といいますか、いろいろ配慮しながら、よりこの改善、改革を進めて、あるいは要望を、風通しのいいといいますか、こたえていくというのは、これは重要な課題であり、どのようにその制度を仕組みにしていったらいいのかというのは、強く認識している一人でもございます。

そういう意味では、この団結権云々は別にしても、本当に消防職員が信頼を持って、自分たちのいろいろな要望がきちんと反映していけるようなあり方も、本気になって考えていかなくちゃならないというふうに常に思っているわけでございます。

私も、地元の消防職員にアンケートをとって、いろいろ自分なりにも研究してみた経過がありますが、やっぱり読みますと、消防職員委員会において、この首長や消防長に意見が通らないような課題があつたり、あるいは審議する項目がもう少し幅広くならないかどうかとか、いろいろ声を聞いてまいりましたので。私とすれば、そういう声をしっかりと反映できるような仕組み、制度というのも、やはりこの場でいろいろな立場の方がいらっしゃいますから、こういう問題があった、これを解決するためにはどうするか、団結権ありきでなくても、我々として、じゃあ、こういう制度をこういうふうに改革したらどうだろう、こういうのをこういうふうにしたらどうかというのをどんどん意見を出し合って、どうやったら消防長、管理者が——この消防長だったらよかったですのに変わったから意見が通らなかつたという事実もあるうと思いますから、やっぱり仕組み、制度として反映できるようなあり方というのも。今、座長から提案された、ありきではなくて、そういうのを我々議論していけるのであれば、私は大歓迎であり、みんなで知恵を出し合って消防職員の立場を考えながら、今の抱えている課題の解決だとか、見直しだとか、そういうものを意見を出し合えるというのは、私は非常に有意義だと、このように感じましたので、

ご意見として申し上げておきたいと思います。

【小川座長】 ありがとうございます。

どうぞ、岡本委員。

【岡本委員】 菅家さんからございました「生産的に議論を進めて」ということについては賛成をさせていただきますが、まず我々の思いとしては、基本的人権の本当のベースグラウンドとして、団結権を認めていただきたいと思っております。

その上で、今、多くの方々から規律の問題であるとか、指揮命令系統がという話はいただきますけれども、ではそれを確保するため、あるいはよくするためにはどうしたらいいかという議論をお願いしたいと思うんです。特に、団結権と指揮命令系統や規律の問題とは関係ないのではないかという意見も私たち以外からもございましたが、いろいろな懸念を持っている方がおみえになることも事実ですので、もっとコミュニケーションのあり方としての団結権のシステムを考えるとか、そういう方向での議論をお願いできたらと思っております。

職員側からしても、職員委員会では不十分だから、やはり団結権というのを求める状態になっておることだけはご確認いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【小川座長】 どうぞ。

【菅家委員】 消防職員委員会制度も、実は、地元の消防職員からいろいろ意見を求めて、資料があるんですけれども、私なりにどういうふうにこれを——だめだという発想ではなくて、いかにこの組織を充実、あるいは見直し、改善していくというのも議論があつてもよろしいんじゃないかなという気はしているんですね。

つまり、今の消防長に直接というのは言いにくい問題があったり、課題があるということであるならば、以前に、消防職員委員会制度のどこがどのように課題があるのかということについても、しっかりと検証をすると。例えば首長や消防長に意見が通らない、あるいは取り上げられないことがあるのであれば、委員会の機能充実を図るべく、例えば監視の強化ですね。これを目的に、第三者機関的なものから直接指摘させるような、例えば第三者機関の創設などをして、直接言えない部分はそういうところから意見を反映させて、消防長とか管理者のほうに意見をいただいて、それを我々はしっかりと受けとめて改善を図るような、例えばそんなような職員委員会の1つのあり方なども検討したらどうかなということも、せっかくですからご提案を申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひしま

す。

【小川座長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【岡本委員】 あまり言い合いをしていいけないので、申しわけありませんが、菅家委員のほうで、団結権を認めた上での発想をお持ちいただければ、と。発言を伺うと、菅家委員の中にも、認めてもいいというお気持ちもおありだというふうには思うんですが、いかがでしょうか。

【小川座長】 どうぞ。

【菅家委員】 消防職員の身分であったり、権利もありますから、私も非常に。ただ一方で、信頼の問題であったり、ヒアリングの中でいろいろな課題があって、あるいは国民的な目線で考えても、非常にまだまだ国民議論までは行っていないといいますか、なかなか伝わっていない、こういう状況。やっぱり、不安材料がたくさんあるというのは感じました。つまり、消防団との信頼関係も大きな課題だろうし。

そういうことだとすれば、まだまだ議論が足りないかなというのが、正直、感じている点ですね。団結権を与えて、団体交渉権までつながるという1つの大きな議論という意味では、国民議論までは行っていないのではないか。

逆に言うと、国民からの理解が得られるかどうかということを考えると、非常に大きな課題を私なりに感じているわけで。

かといって、じゃあ、どうするのかと。消防職員の、このままでいいというわけにはいきませんから、そこでどのような。

つまり結果として、職員たちの要望が、あるいは改善策であったり、そういったものが消防長であったり管理者にしっかりと伝わる制度と。そして、それを重く受けとめて、しっかりと対応していくことにおける信頼関係をさらに構築するということが、もちろん可能であれば、その労使関係という関係ではなくて、本当にこの組織的な中で可能であれば、一番理想かなと。消防団との関係であったり、市民との関係であったり、職員同士の関係であったり、あるいは上司と職員との関係であったり、総合的に考えてみても、そういうような考え方で対応するというのも、現実の対応としては検討してもよろしいんじゃないかなと、そういう視点で提案をさせていただいた経過でございます。

以上であります。

【小川座長】 どうぞ。

【三浦委員】 少し角度を変えさせてもらって、もう一度、原点に戻っていただきたいんですけれども、ご承知のように昭和23年に自治体消防は発足しました。それ以前には、旧労働組合法の中でも、きちんと警察、消防、監獄職員、その辺については団結権を認めないという形で明確に書かれておって、かつその後に昭和26年2月に施行になった地方公務員法で、菅家委員が「論点整理をしなければいけない」とおっしゃっている、地公法では、今度は警察と消防職員は団結権云々と、こう書いてある。

これは、なぜ与えられなかつたかという政府見解、あるいはILOからのいろいろな勧告があるにもかかわらず、政府が現在まで至つておるというのは、これは既に解決済み、議論済みの考え方があると。要するに、消防職員はなぜ団結権が与えられてなかつたかというのは、これはもう学術的に政府の見解としても一定のベースがある。この検討会で新たに違うものの考え方を入れるのかどうなのかということの議論になるのか、その辺が、実はずっと最初から疑問に思つておったわけでございますけれども、原点に戻つて、なぜ消防職員が団結権を与えられておらなかつたのか。地公法ができた26年2月にもう既に与えられてなくて、現在に来ておるわけです。その辺をもう一度きちんとひもといた上で、次のステップの議論になるのではないかなと、このように思つております。

そこになつたのが、次に団結権ではなくて、消防職員委員会制度という違う仕組みが出てきたのではないか。その制度が、まだまだ期待するほど動いておらないのか、動いておるのか、そこも課題として出ておりましたけれども。そういう一番の入口のところの議論が、ちょっと欠けてしまつているような気がして。私もいろいろ勉強しましたけど、なかなか、なぜ26年の公務員法ではもう既に消防職員は団結権を認められなかつたのか。やはり、どこまで行つても警察と同じなんだという解釈がずっと来ておるのかどうなのかというのは、ちょっと疑問にありますので、その辺のところはまた事務局のほうで、機会があれば教えていただきたいなと思っております。

以上です。

【小川座長】 事務局、コメントはござりますか。

【丸山公務員課長】 先ほどの資料2という中で、警察と消防との比較ということについて多角的にご説明申し上げました。

また、その資料の中で、参考の3というところで、消防と警察との関係に関するこれまでの政府の考え方ということについても申し上げたとおりでございます。

これが、これまでの政府としての一貫した考え方でございますし、それを反映して、現

行の制度は一貫して一定の考え方を維持していると。それは、事実であると思います。

他方で、ILOから再三にわたって指摘等が行われている中で、政府のこれまでの考え方をこれまでどおり維持していくことが適當であるのか、別の観点から検討し、新たな制度を設けることが適當ではないのか、そういったことがまさに問題提起されまして、労働基本権あるいは国民の安心・安全の確保という2つの観点からしっかりと議論する場としてこの検討会は設けられたということかと思います。

一方で、この検討会の場でも、消防職員の権利の尊重という立場から団結権の回復が必要という議論もあり、他方で、それに伴って発生するいろいろな問題についての懸念がある。

したがいまして、先ほど座長からもお話がありましたとおり、そういった双方向の意見というものを個別の論点毎に整理して、より議論を深めていく。その中で、どこが残る論点なのか、残る論点についてはどういった手当てが考えられるのか、そんなことを検討していくということが、事務局としても今後の宿題ではないかなというふうに受けとめてございます。

【小川座長】 どうぞ、木村委員。

【木村委員】 三浦委員の、もう既に決着がついた話というのは、多分、我々サイドとしてはそういう認識にはありません。詳しい話は岡本委員に任せますけれども、いわゆる基本的人権、労働基本権の問題というのをどうとらえているのかということで、第1回目の議事録を見ますと、座長が「労働基本権というのは、万人に付与された基本的人権に等しいものであるという認識だけは、やはり共有した上でスタートさせていただきたい」というお話がありますので、そこをぜひ踏まえていただきたいなということあります。

委員会制度がいいのか、どうなのかということは、もう既に問題があるよねということなんですけれども、なぜ基本的人権として労働基本権が認められているかという根源的なところをまず押さえて、これは公益の先生方にもご発言をいただきたいというふうに思います。我々の日常の感覚としては、やはり委員会だけでは、職員は一人一人ですね。一人一人では、結局、そういう組織には対抗できない。だから団結権が付与されているという認識なんですけれども、そういうアプローチも、ぜひ踏まえて考えていただきたいというふうに思います。

【小川座長】 どうぞ。

【三浦委員】 基本的人権、最初の座長からの話にもあって共通認識だと。それは十二

分に踏まえておりまして、今、我々の論点にしておりますのは、地公法上、警察官と消防職員が公共の要請から一部そういう部分を外されておると。これも、座長がおっしゃっておりました。

ですから、その基本的人権で労働者等しくであれば、これは原点に戻ってしまいまして、警察職員の議論も踏まえた中で消防職員もやっていかなければなりませんので、その辺は我々十二分に理解しております。

ですから、冒頭言いましたように、消防は警察の一部であったという形はずっと政府見解としてあって、それは今も生きているんですかということを再確認させていただいたということであります。でないと、消防だけを取り上げてとなりますと、地公法上の部分で警察と消防と書いてあるわけですから、その辺が、警察はいいんですかという堂々めぐりになってしまいますので、その辺だけはご理解願いたいと思います。

【小川座長】 どうぞ。

【岡本委員】 言い合いをしたいのではないのですが、警察と消防の関係が出ましたので。三浦消防長も見られたことがあると思うんですけど、消防協会が「自治体消防 60 年のあゆみ」という本を出してみて、その中で、明確に「(消防は) 警察から完全に分離し」と書いてあって、なおかつ、「それまで警察の一部でしかなかった消防を分離独立させ、地方自治制度に合致した民主化の一環として消防を市町村に移した」と、消防協会も言ってみえるんです。

また、もともとと言われていますけれども、警察は犯罪行為に対して、消防は自然現象に対して、秩序が乱れることを防止するという基本的な違いがあるということ。

それからもう一つは、例えば消防職員の中にも、一定数の事務職員の方がおみえになりますよね。部隊活動への支障が団結権が付与されない理由であるならば、本来ならば、部隊活動を行わないその方たちには労働基本権が与えられておってもいいはずなんですが、与えられていない。そういう矛盾もあったりします。

あと、消防と警察には権限の違いもあります。私も第 1 回か第 2 回で述べたと思いますけれども、行政職員でも警察と同じ権限を持っている者がいることから考えれば、やはり警察と消防というのは決定的に違うと思いますし、消防協会もそういうふうに言っているということを、再度、言わせていただきました。

【小川座長】 ちょっと労使の応酬みたいになってもあれなので、ちょっと三浦委員のご発言で最後に。

【三浦委員】 部分的なことだけとらまえておられますので。

消防行政を民主化するためにそのようなことをしたのではなくして、これはご承知やと思います。戦前は、日本も警察国家と言われておった部分です。それを、警察の民主化の中で、警察は強大な権限があったわけです。消防だけと違って、いろいろな分野、今ではほかの行政でやられておることもやっておった。その一環として、消防は市町村にという形でなってきたわけでございまして、市町村消防として現在に至っておる。これは、当然、みんなが理解しておる。その事実を書いておる部分でありますので、警察と消防が全く今も昔も一緒だというようなことは、どなたも思っていない。歩みが違います。

ただ、その中で消防職員そのものが、階級を持った職員は即時命令権を持っておったり、警察官が武器を使用する権限を持っておるのと同じです。消防職員も、29条という即時命令権を持っておったりとかという権能が、ずっと同じような形で来ておりますので、もう一度、原点に戻って警察と消防というように地公法では併記してあるので、そこも論点になるんではないかと、このように私は言っているわけです。

以上です。

【小川座長】 どうぞ、小沢委員。

【小沢委員】 迫さん、私は途中からの委員で第5回と6回しか出ていないので、よくわからないのですが、もう既に団結権を認めるという前提でこの会が始まっているなら、私は欠席したし、委員も引き受けなかった。

また、全国の現場の消防長会、現場で皆さんと一生懸命働いている仲間がこれも認める必要はないと言っている。我々も管理者として、職員は特別な扱いをして、特別な権限を持っているのだから、団結権までは認めなくても、委員会制度の中でいろいろ意見を言って下さいとお願いしているので、消防職員に団結権を認める必要がないと、我々管理者仲間はそう言っている。だから、私もこの会に出てきた。団結権を認めるという前提でやっているなら、全然見当が違う。その辺は、どうなんですか。

【小川座長】 そこはですね、よく検討会で議論して、方向感を出せるのか、それとも論点整理にとどまるのか、今後の持つていき方次第だと思いますが、新政権として、基本的には、むしろそこをちょっと議論しなければならないのかもしれませんね。基本的には、公務員の方々の労働基本権の回復に向けた運動なり議論を進めていくという基本的な立場にあることは事実です。

【迫委員】 座長、いいですか。

【小川座長】 どうぞ。

【迫委員】 小沢さんからご指名を受けましたので、ちょっと。

先ほど来 I L O 勧告の議論の中では消防と警察を別にして議論していますよね。付加決議の中で、I L O は、警察官には団結権を与えなくてもいいと言っています。結果的には、ヨーロッパには団結権がある警察官はいっぱいいますが、I L O が警察と消防を区別し、団結権を消防にやりなさいと言っている。それがこの検討会の団結権付与に関する根拠の一つにもなっています。

ただ、小沢さんが言われたとおり団結権付与を否定する意見が全国消防長会から出ています。I L O から勧告が出ていても「団結権は必要ない」との意見が多く出たという報告を前回受けましたが、この全国消防長会のアンケート、うちの消防にも来ました。私も全国消防職員協議会の会長ですので、あらゆる消防長さんとお会いしています。私が会った消防長さんは 50 人ぐらいですが、「団結権付与は問題ないんじゃない?」と言うんですね。

この前のアンケートの結果、どうかわからないんですけど、新井さんが「7割方は反対だ」とおっしゃったんですが、青山さんが「100 以上も賛成なんですか。」と質問した時に、新井さんは「課題のある賛成です」とおっしゃいました。非常に明確な数字が出てこなかったというのが心残りなんですが、実は、その数字を私は知っています。消防長から見せていただきました。

全国消防長会も、全会一致で反対という決議をしたというお話も伺いましたが、私どもの消防長は、「どういうことだ。意見も聞いてもらえなかつた」と言っていました。片や代表者の方々のお話がありながら、片や現場の私自身としては、非常に不可解な現実があるんですね。

全国消防長会のアンケート自体が、本当に 7 割方が絶対反対なのかというのは、非常に信憑性が乏しい。これも含めて、この前、市長会のアンケートに対しての私の質問に対し、市長はいったん「はい」と答えられた後に否定をされた。実は答えを誘導するようなアンケートであったのかどうかという含みを持ちながら、現場の消防職員としては非常に憤りを感じています。

その中で、今回、こういう情報開示をしながらやっているんですから、せっかく全国消防長会でアンケートをとられたならば、ここで明確な数字をお出しになられて、今、小沢さんが「絶対反対だ」と言われている数字がどうなのかということも明示されてはいかが

なものかと、私は思っています。どうでしょうか。

【菅家委員】 ちょっと座長、いいですか。

【小川座長】 はい。

【菅家委員】 先ほどの確認なんんですけど、当然、法案といいますかこういう団結権を付与するという、将来においてどうするかという議論になってくると思うんです。やっぱり我々検討会で知恵を出し合って、国民目線でどうなのかという議論をしているわけですから、当然ながら、この検討会での1つの考え方とか、どういうふうな方針を出すのかはこれから議論するにしても、やっぱりそういったものは、政府においてもむしろ当然ながら尊重して、そういう検討会での考え方とか意見とか、当然ながら慎重にすべきならば慎重に、どういう形にするかわかりませんが、当然、そういうふうに認識しているわけで、我々の議論は尊重しながら対応されるべきだと思うんですけど、そういうことでよろしいんでしょうか。

【小川座長】 当然、そういうことです。

【菅家委員】 わかりました。

【小川座長】 労使サイドの応酬が続きましたので、ちょっと専門家の先生方なり、第三者的な立場からご発言をいただける先生方、大勢お見えですので、できれば一服の清涼剤を、この検討会に投げ入れていただけるとありがたいんですが、いかがでしょう。

どうぞ、荒木先生。

【荒木委員】 議論されている問題は、実は非常に相互に関連していて重要なと思うんですけど、当初から課題となっている団結権を認めるということと、団体交渉権を認めるということがどういう関係にあるのか。恐らくいろいろな懸念が出ているのは、団結権を認めると自動的に団体交渉権を認めることになるのではないか、そこまで議論していいのだろうかというご懸念があるのかなという気がしております。

そこで、団結権を認めるということは具体的にどういう効果があるのか。それと、団体交渉を認めるところまで行かない仕組み方としてどういうことがあるのか。そういうことをわかった上で、じゃあ、そういう団結権を認めるのか認めないのかという議論を整理したほうがいいのかなというような気がしております。

それともう一つは、消防職員委員会と団結権を認めることの違いは何なのかということですね。民間を念頭に置いた話ですけど、諸外国の法制と比較して考えますと、現在の消防職員委員会というのは、ヨーロッパなどありますワークス・カウンシル、従業員代表

制的なものと考えられます。労使がともに入った1つの委員会で、例えば労使共同の利益を増進するための労使委員会、経営協議会といったものがございます。日本の消防職員委員会というのは、どちらかというとそっちに近いのかなという気がいたします。

それに対して、団結権として認める場合の労働組合というのは、使用者が入った形での委員会ではない、そういう団体を認めるということころに、ワークス・カウンシルとの大きな違いがあるんだと思います。

そういうものとして、団結権を認めるのかどうか、あるいは労使が労使共同の利益を増進するための場として認めるということでおいのか、それを、一度整理する必要があるのかなというふうに聞いておりました。

こうした視点を踏まえた上で、団結権をどうするかということで議論していただくと、より議論が進展するのではないかという気がいたしました。

【小川座長】 大変建設的なご提案をいただきまして、ありがとうございます。

青山委員、いかがですか。

【青山委員】 今の先生のご発言で、団体交渉権がなくて団結権だけあっても、効力を発揮するあり方というのはあるのですか？

私が前回、最後に、「団結権だけの議論と考えていいんですか」という質問の意味は、ただいまのご議論のようなニュアンスでご質問をしたんですけど、やっぱり団結権だけあっても、職員団体が要は組合費を取って成果を出すには、やっぱり団体交渉権がないと発揮できないのではないかと思ったものですから、そこら辺を確認させていただいたんです。

つまり、団体交渉権まで発展する可能性もあるんだということを踏まえて、その団結権を回復するということについて議論をしていかないと、やっぱりいけないんじゃないかなと私は思っています。

私、今個人的にいろいろな消防署を回っているんですけど、要は、「団結権ならいいんじゃないの」とおっしゃる消防長さん方も結構いらっしゃるんですね。首長さんの中にも、団体交渉権はまかりならんけど、団結権ぐらいならいいんじゃないの——「ぐらいなら」と言ったら失礼ですね。という方もいらっしゃるものですから、やっぱりその辺も踏まえて、じゃあ、どこまで可能なのかとか、団結権までとするのか、団体交渉権まで拡大する懸念材料を払拭できないんじゃないかということで議論をしていかないと、やっぱり将来に禍根を残すことになるのかなということを感じました。

それから、消防と警察の違いの議論が出ましたけど、絶対同じわけはないのです。役割

は違うけれども、先々回でしたか発言しましたけれども、自衛隊とか海上保安庁と同じように、それだけ公度の強い国民の生命・財産にかかる役割であるという位置づけであったと思うんですね。 I L O の勧告は尊重しなければならないと思いますけれども、その位置づけを日本としてどう考えるかということを、いま一度整理すべきだと思います。

それで、入口から全部否定してしまうと、せっかくのこの検討会の話が進んでいかないものですから、その入口の議論とともに、付与した場合の懸念材料はどうなのか、それは払拭できるものなのかどうなのかというのを、やはり具体的に議論していって、私たちも判断していくかないと、何か漠然とした話だと、ちょっとまとまらないのかなというふうに思いました。

それと、これは消防長さんにもいろいろな考え方があって、昔のように、絶対まかりならんとかという方は随分減ってきていて、いろいろな部下の方たちのご意見を聞いてみましょうというような考え方の方も多いですし、一方協議会のメンバーの中にも、そんなに多くの方のお話を伺ったわけではありませんが、「消防に団結権てふさわしくないんじゃない?」という方もいらっしゃるんですよ。だから、いろんな考え方の方たちがいらっしゃるんだということも踏まえながら、やっぱり客観的に、私たちは消防職員の団結権ということを考えていかなくちゃいけないと思うし、それが、地域の人たちからどう見られるのかということも踏まえて、ぜひ議論をしていっていただきたいなというふうに思います。

ちなみに、協議会の役割については、皆さん、大変評価しておられますので、そういうニュアンスで受け取ってくださいませ。

【迫委員】 ありがとうございます。

【小川座長】 ありがとうございました。大変建設的なご意見をいただきました。

下井先生、ここで何かお一言。

【下井委員】 今の青山委員のご発言ですが、荒木先生に、何かお伺いされたんじゃなかったでしたっけ。それはいいのですか。

【青山委員】 交渉権のない団結権で成果があるのか、という点ですね。

【小川座長】 先生、その点、コメントはございますか。

【荒木委員】 要するに、労働組合という団体として存在することが現在は認められていないというところで、労働組合という団体として存在することを認めるというのは大きな違いでありますし、今日の資料の3のところに書いてありますけれども、その任意団体と違う職員団体として、団結することの効果が書いてあります。

一番顕著なものとしては、組合に所属するということに対する不利益取り扱いの禁止。それから、いろいろなそういう改善提案にしても、申し入れにしても、そういうことをやったことに対する不利益取り扱いの禁止とか、そういったことが保障される団体としての存在を認めるかどうかと。そういったことも、これは大きな効果ではないかと思います。

それが、団体交渉権というところまでいくかどうかということになると、またさらに国家公務員制度とも関係して非常に難しい問題があると思いますが、団結権を認めること自体、それだけで何の意味もないかというと、それには1つの大きな意味はあるのではないかというふうに思います。

【小川座長】 ありがとうございます。

下井先生。

【下井委員】 今の点にかかわることなんですが、勤務条件の措置要求は、団体としてもできますよね。

地方公務員法46条、勤務条件に関する措置の要求で、「職員は」という主語になっていますが、これは職員団体を通じてもできるんですね。職員団体の名前で措置要求もできますね。

【丸山公務員課長】 本来、職員団体が交渉を通じて行う勤務条件の改善と、職員が措置要求という制度を通じて行うものとは基本的な違いがある。共通する部分を否定しませんけれども、本来の趣旨は違うものだというふうに理解しております。

【下井委員】 そこは、多分、1つ議論のあるところだと思うんです。つまり、団結権が付与されて、団体交渉権が完全に否定されても、この勤務条件措置要求ができるかどうかというのは、今の荒木先生のお話があったところに絡んで、それは少しありがとうございます。

【丸山公務員課長】 今、申し上げましたことでございますけれども、職員団体として交渉して勤務条件の改善を図る、これは団体交渉。そのときの当事者は、当然、職員団体ということになります。

措置要求は、そうではなくて個々の職員に着目して、その勤務条件に関連する問題についての手当てをするという制度でございますから、基本的に、その名義人は「職員」であって「職員団体」ではない、そういうふうに理解しております。

【下井委員】 では、団体としての措置要求はできないということですね。

【丸山公務員課長】 そうです。

【下井委員】 わかりました。

そうすると、団結権が付与されて団体交渉権がなくてもということで、先ほど荒木委員のほうから幾つかご紹介がありましたけれども、もう一つ考えておかないといけないのは、団体交渉ができるといつても、現在の地公法では、団体交渉権は画一的ではなくて、非現業と現業では大分違うわけですね。非現業職員の場合は、かなり制限された団体交渉権しかなくて。つまり、協約締結権がないわけです。そのこと自体が、国家公務員法については、今、議論されているわけですけれども、消防職員について、団結権を付与することによって団体交渉もできるとなると、いろいろそこで懸念があるということであれば、現在、非現業と現業で団体交渉権の内容が大分違う。だから、もう一つの領域をつくるということは1つの選択としてあり得るのかなとは思います。

ただもう一つは、その非現業の職員の方々の団体交渉権は、法律上はかなり限られたものではありますけれども、それを額面どおりに受けとめられるかどうかということが、多分、議論の1つのポイントになるのかなという気がいたします。

ですから私としては、これから議論の進め方をどうすればいいのかというのはよくわからないんですけども、団結権を認めたとして、じゃあ、そのときに職員団体を結成した消防職員の方々が何ができるかということを、法律上できること、事実上できることをいろいろ整理した上で、団体交渉について、非現業と同じでいいのか、それとも消防職員独自の団体交渉システムというものを新たに考えるのかという方向で考えてみて、消防職員特有の団体交渉システムというのが、これはどうもつくれないだろうということになり、つまり、非現業と同じにはできない。つまり、団体交渉権を全く認められない。だけれども職員団体をつくる、団結権を付与することにどういう意味があるのかという議論の進め方になるのかなと。

すみません、ちょっとうまく整理できなかったんですが、もう1回、言い直しますと、仮に団結権を認めると。団体交渉権の1つの選択として非現業と同じ。現業と同じというのも一応選択肢としてありますけど、これはないとして、非現業と同じ場合にどういう問題があるか。

これはかなり問題があるとして、別のやり方として、現業とも非現業とも違う別の団体交渉システムが、消防職員特有の団体交渉システムがあり得ないかと。

もう一つの選択肢として、団体交渉権は一切認めないと。現在の非現業のような極めて制約的な団体交渉権さえ認めない。純粋に団結権だけだと。そのときの問題点と、いろいろ

ろな意味での問題点ですが、そういうふうにちょっと場合分けをして考えてみて、もちろん団結権も付与しないという選択肢も含めて、幾つかモデルとかがないと、さっき座長が「労使の応酬になってしまっている」というような形容のされ方をされました。それは、ある意味、当然そうなってしまうわけで。

もう少し検討のたたき台というものが、ある程度、いろいろな選択肢が見えてこないと、ちょっと議論しにくいかなという感想です。

【小川座長】 ありがとうございます。

【小沢委員】 簡単に言います。

【小川座長】 簡潔にお願いします。

【小沢委員】 私は、団結権を認めてしまうと、とにかく交渉権まで認めないと何もならないという議論になると思っています。それでは、消防団員はこのままの待遇でいいのかということを1つ考えていただきたい。

以上。

【小川座長】 ありがとうございます。

吉川委員、いかがですか、この間の。

【吉川委員】 そうですね、私は法律は全くわからないので、ちょっと議論を、事務局も含めてもしあわかれば教えていただきたいんですけども、この検討会の最終の目標ですね。例えば「団結権を付与すべき」というような勧告を出すとか、あるいは「慎重であるべき」というような勧告——「勧告」というのはおかしいんですけども、提案をして、それを目標とすべきなのか。何かしらの提案をすることが目標なのか、それとも座長が言われているように、勧告というか提案まではしなくていいから、論点をできる限り並べればいいのか、そこはどうなんですか。また、そこを考えるときに、先ほどから何度もILLOの勧告の話が出ていると思うんですけども、それは外圧で日本の方針を決めるということでもないのでしょうけれども、仮に与えないとしたときに、ILLOを説得する材料をお持ちで、つまり与えないというオプションを考慮に入れていいのかどうかというのはどうなんですか。説得できないということになると、最初からそのオプションがない感じになってしまうと思うんですけども、それはいかがでしょうか。

【小川座長】 もし補足があれば、ちょっと事務局でいただきたいと思いますが、まず1点目なんですけれども、これは座長を預かった立場の人間から言いますと、可能な限り一定の方向感に、利害とか立場が異なる方々をメンバーとして構成した検討会ですが、や

やっぱり可能な限り、ある種の方向感を打ち出したいという思いが、これはどういう検討会であるかにかかわらずやっぱりあります。それは事実です。

ただ、これだけ再三にわたってお互いに顔を合わせていろいろと議論しているわけですが、そうは言っても時間的な制約とか、物理的な制約とか、いろんな制約がある中で、どこまで方向感を本当に共有できるのかということに関して、100%の自信は正直言ってありません。それだけ難しい課題ですから。

そういう意味では、発展段階から言いますと、結論なのか、方向感なのか、あるいは選択肢なのか、あるいは論点整理なのか、その辺の段階というのは、よくよく本当に、せっかくこれだけの時間と労力を割いてくださった委員の皆様がいらっしゃるわけですから、お互いに本当に共有できる部分が最終的な解になるだろうし、ならざるを得ないんだろうなという気持ちでおります。

【吉川委員】 1点目の話をさせていただいているのですか。

もしそうであるとすると、例えば座長ができるだけ共有したいということであれば、話し合いの仕方を少し考えていただいたほうがいいかなと思うんですけども。つまり、皆さんができるだけ共有をしたいと思って話し合いを進められるのか、それとももう話し合いを進めることは不可能であるから、論点だけ並べようかというようなことは、多分、言っていただいたほうがわかりやすいかなと思いました。というのが、感想です。お返事は要りません。

【小川座長】 ありがとうございます。まさにそういう、私が内容の面とそれから手続の面と、ぜひ両面から建設的なご意見をいただきたいと申し上げたのは、まさにそういうことでありまして、公開性なり透明性というのはものすごく重要な価値である一方、利害が異なったり立場が異なったりすると、どうしてもお互いにかみしもをつけたまま議論をせざるを得ないという負の側面もあるわけであります。そういう意味でも、これから検討会として佳境に入りますし、後半に入るということからすると、ある種、違った設定を前提に、それこそ腹を割って、全消防職員のために、あるいは50年後、100年後の日本の消防行政のために、今、抱えているかみしもを少し外して議論するという場の設定のあり方はあっていいんじゃないかなというふうに思っていますので、そこはちょっと知恵を出したいと思います。

2番目の点なんですが、ILOとの関係で言いますと、ある種の外圧であることは事実だと思いますが、指摘を受けたのは昭和40年代からのことであります。仮にこの場で、

もうとてもじやない、こんな議論はついていけないという議論になるとすれば、今までどおり、ILOとの関係では、そうは言っても日本はこういう立場ですということを繰り返していくことなんだろうと思います。

【吉川委員】 オプションとしては。

【小川座長】 オプションとしてはあり得るということだろうと思います。

辻委員、お願ひいたします。

【辻座長代理】 ここまでいろいろ議論をお伺いしまして、これまでの長い経緯と、それぞれの価値観もありますので、意見がそう簡単に集約しないということはわかりますが、同時にいろいろ聞いてみると、共通の認識として、もう少し議論を工夫すれば、共通点が膨らんでくるんじゃないかという気もしているんです。

したがって、この検討会は、最終的には付与すべきかどうかということに結論を出すんですが、結論を出せるのか、考え方を整理するのかわかりませんけど、その議論を整理するための土壤を、まずどう設けるかというところが今の課題で、これは、やっぱり私は最初の大蔵の諮問に戻って、結局、今までの議論とは角度を変えて、付与することが当然の権利だと考えた上で、付与した場合にどういう懸念があるって、その懸念をどのぐらい事実として確かで、また克服できるのかということを整理した上で、付与すべきかどうかということを検討してください、整理してくださいということだと思うんですね。

したがって最初の入口としては、この委員会でも、今まで団結権を付与した場合の懸念、懸案事項というか、幾つか出ていますので、あらゆる考えられる懸案事項を、まずすべて出すと。その中には、労働側から見たら、こんなのはとんでもないというものを含めて、ともかく全部、考えられる懸案事項はまず一度出し切るというのが1つ。

出し切った上で、それに関して、事実問題として、この「事実」というのは過去の日本の歴史と、世界の今の事実の中で、どこまで事実として、その懸案事項を認めることができるのかという点と、事実ではないけど、かなりの理論明証性の中で確からしく、どこまで言えることなのかと。

事実については、共通に言えるか言えないか認識できますし、理論については、立場によるとやっぱりこれは違う、違わないという見解はあるかもしれませんけど、理論的にどこまで言えるのかということで、すべての懸案事項について、事実として払拭できることと、それから理論明証的にどこまで言えるかというのを、まず改めて整理をしてみると。

整理をした上で、その懸案事項について、制度的に工夫することによって、どこまで克

服できるのかどうなのかと。ないしは、そういう事項が残るのか残らないのかということを順番で整理をして、議論をしていくしかないと思うんです。

今までの応酬の中でも、結構な懸案事項は繰り返し出されていまして、思いと想いで爆発していて、しかし事実として、両方、十分検証できないこともありますし、事務局にいろいろ資料をつくってきていただいたので、実際には、ある程度、証明できているんだけど、こちらのほうで十分活用できていないというのもあるかもしれません。そこら辺を、今の工程で整理をしてみて、どこまで懸案事項がフルに挙げられて、その中で事実と理論の中で残り切るかと。その時点で、改めてもう一度、団結権を付与した場合にどうなるかということについて、どこまで方向性が出るかということを愚直に議論するというしか、私はないような感じがするんですが、いかがでしょうか。

【小川座長】 ありがとうございます。

【岡本委員】 すみません、1点だけ。

30秒ですね。

【小川座長】 じゃあ、15秒で。

【岡本委員】 ペーパーの修正をお願いしたいと思うんですが、資料1で、「国民の安心・安全の確保について」という1ページ目は否定的な意見がほとんどですが、指揮命令系統の問題と団結権の有無との因果関係というのはあまりないのではないかという指摘があったというのを1点加えていただければ。同じく4ページ目に、「消防職員の権利の尊重について」ということで、労働組合が言ったことばかり書いていただいてますが、たしか岡山県知事からも、「一定の権利は尊重すべきだ」、「ILOからの指摘も十分受けとめるべきだ」というご意見があったと思いますので、それを加えていただければというふうに思います。書き物ですので、よろしくお願いしたい。

それからもう一つ、迫委員からございました消防長会さんのアンケートですけど、よければ皆様にご詳覧いただくような格好で、事務局なり座長のほうで対応いただければありがたいかなと思います。いろいろ勉強というか、資料ということも含めてですが、よろしくお願いします。

以上です。

【小川座長】 そこはよく議事録を精査した上で、また対応させていただきたいと思います。

予定の時刻がまいりましたし、いずれにしても、どうあれ、これだけの大変貴重なお時

間と労力をこうして注いでくださっていることに、座長として本当に心から感謝を申し上げたいと思います。

今後、いよいよ中盤ということですので、場合によってはちょっと違った設定の仕方も含めて、これから本当の意味での検討会としての責任の果たし方といいますか、責任の持ち方を共有していただけるように、これまで以上に知恵と努力をさせていただきたいと思いますので、引き続き、ぜひ建設的なこの検討会に対する——これまで本当にたくさんのご貢献をいただいたわけありますが、これからも一層のご貢献をいただきますことをお願い申し上げまして、本日、閉会とさせていただきます。大変長時間にわたりまして、ご協力ありがとうございました。

そうか、ごめんなさい。

【丸山公務員課長】 恐れ入ります、事務連絡ですが、次回の検討会の開催日時につきましては、座長から今後の進め方等についてもご指示をいただき、事務局としてもよく検討した上で、各委員の日程を調整させていただき、後日、ご連絡をさせていただきたいと思います。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

【小川座長】 ありがとうございました。